

練馬区

基礎情報

【人口】 721,722 人 【世帯】 337,987 世帯（平成 27 年国勢調査より（総務省））

【母子・父子世帯数】

児童扶養手当支給児童数 6,380 人（平成 27 年度末）（練馬区勢概要より）

概要

○練馬区は、取組を進めている「区政改革」の項目の1つとして、相対的な貧困率が高い、ひとり親家庭への支援強化に取り組んでいる。区の施策や体制の課題、具体的な支援ニーズを把握するため、児童育成手当（都制度）を受給する約 6,000 世帯を対象に大規模な「ひとり親家庭ニーズ調査」を実施した。調査の前には、児童扶養手当を受給する約 4,700 世帯のデータを基に、組織の枠を超えて、生活保護、滞納、学力、不登校等のデータをクロスし、具体的な課題と調査のポイントを整理し、調査の実効性を高めた。

○ニーズ調査の結果を踏まえ、平成 29 年度から「生活」「就労」「子育て」の支援を総合的に各家庭に提供する「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」を実施する。

（1）ひとり親家庭ニーズ調査を実施し、その結果に基づく施策展開に取組中

①ひとり親家庭ニーズ調査実施までの経緯

練馬区では、福祉分野の強化を目的に、平成 27 年度に福祉部に「福祉企画課」を新設した。全国的に「相対的貧困率」の高さが課題になる中、区としても貧困状況を把握する必要があり、区が取組を進めている「区政改革」の項目の1つとして、区民の生活水準等を分析した。区民 1 人当たりの所得・生活保護率・就学援助率・子どもの学力などについて客観的なデータに基づいて分析した結果、区的生活水準は全国及び 23 区との比較において、総体として貧困が深刻な状況にあるとは言えなかった。しかし、全国的に相対的貧困率の高い「ひとり親家庭」や「高齢単身世帯」には課題があり、特にひとり親家庭では、所得水準の課題に加え、子どもの育成にも大きな課題を抱えていることが判明した。

具体的には、区の児童扶養手当受給世帯（約 4,700 世帯）について、以下のようなデータを分析し、公表している。

○児童扶養手当受給世帯における就労・被就労別の世帯割合と平均月収、生活保護率

○児童扶養手当受給世帯における不登校や虐待の状況と練馬区平均との比較

就労・所得の状況 (H26)

親の雇用形態	世帯数	割合	平均月収	生活保護率
常勤での雇用	1,512	32.0%	21万円	3%
非常勤での雇用	2,211	46.7%	13万円	16%
非就労	1,008	21.3%	—	49%
合計	4,731	—	※16万円	19%

※就労世帯の平均

子どもの状況 (H26)

	不登校指導率	被虐待等の割合(※)
児童扶養手当受給世帯	4.0%	5.5%
うち、親が非就業	8.6%	15.3%
練馬区平均	1.3%	1.3%

※被虐待や非行等、支援を必要とする児童(要保護児童)の割合

出典) 練馬区資料より作成

こうしたデータを示すことで、ひとり親家庭のおかれている実態や課題の一部が明らかになった。一方で、区のひとり親家庭に対する相談体制や実施事業を、国や都の推進している事業や他自治体と比較、区として弱い部分を分析し、支援が不十分な部分も明らかにした。

このような取組を行うことで、調査において抽出すべき課題・ニーズの想定ができ、効果的かつ効率的な調査の実施を可能とした。また、調査の必要性が明らかになることで、全庁的な理解や調査への協力およびその後の取組への協力も促進することが出来た。

②児童育成手当受給世帯を対象に「ひとり親家庭ニーズ調査」を実施、報告書の作成

「ひとり親家庭ニーズ調査」の実施の概要は下表のとおりである。

調査結果については、概要と報告書を練馬区のホームページに掲載しているほか、ねりま区報（平成28年9月21日版）にも概要を掲載している。

このニーズ調査は、「ひとり親家庭の実態の調査を行い、そこから、ひとり親家庭のおかれている課題やニーズを明確にしたことにとどまらず、その結果を踏まえた施策検討の必要性を明らかにしたこと」を特色としている。

例えば、国家資格取得を目指して専門学校等に通学する場合に月70,500円～100,000円を支給する支援制度である「高等職業訓練促進給付金事業」について、調査では49%の人が「利用して資格を取得したい」と回答している。一方で、そのうちの52%の方が「利用したいが利用できていない（できそうにない）」、「利用したいと思わない」と回答しており、その理由の48%は「通学中の生活費が足りない」となっている。これを受けて、練馬区では、調査結果として「事業を利用したいが、生活費の不安等により利用できていない実態が明らかとなり、当事業の利用促進に向けた支援に関する課題・ニーズが明らかとなった。」と記載している。

報告書には、それぞれの調査結果を踏まえ、新規事業の実施や既存事業の拡充が必要と考えられる点について記載している。練馬区担当部署としては、「このように、具体的な取組を示唆する『課題・ニーズ』まで踏み込んで記載する報告書は行政としては珍しく、それがこの報告書の特色である。」とのことであり、記載した事項については、課題解決に向けた何らかの取組を実施できるよう、前向きな事業検討や各部署との調整を進めている

「ひとり親家庭ニーズ調査」の概要

目的	ひとり親家庭の自立促進に向けた効果的な支援策を検討するため、就労・求職時や子育て等における具体的な支援ニーズや現在の支援事業の改善点等を把握。
調査の対象	児童育成手当受給世帯(平成 28 年 3 月末時点) 約 6000 世帯
調査方法	郵送による発送・回収
調査期間	平成 28 年 4 月 27 日～5 月 23 日
回答状況	発送数 5,977 件 回答数 2,585 件 回答率 43.2%
調査項目	回答者の状況(性別、年齢、住所、同居世帯の状況、ひとり親になった事情 等) 相談窓口関係に関する課題・ニーズ 支援事業の周知度・周知方法に関する課題・ニーズ 就労状況に関する課題・ニーズ 就職・転職活動に関する課題・ニーズ 家計に関する課題・ニーズ 生活に関する課題・ニーズ 子育て等に関する課題・ニーズ
実施体制	民間事業者に委託

出典) 練馬区資料より作成

注: 「ひとり親家庭ニーズ調査 報告書(平成 28 年 7 月) 練馬区」

(<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/tokei/oshirase/needshoukokusyo.files/needshoukokusyo.pdf>)

③ニーズ調査から、相談体制や支援事業周知度の課題と就職・転職へのニーズの高さが明らかに

「ひとり親家庭ニーズ調査」の結果、練馬区として認識した課題やニーズは以下の 2 点が大きかったとしている。

- 相談体制や支援事業周知度に課題が多く、支援につながる施策の展開が必要であること
- 就職・転職やそれに向けた資格取得へのニーズが高く、就労支援策の展開が必要であること

練馬区では、児童福祉全般を担当している「こども家庭部」が区長部局ではなく教育委員会の所管となっており、「福祉部」におけるその他の福祉分野(つまり、親への福祉施策)と児童福祉分野との連携が課題となっていた。

ひとり親家庭への支援では、親の視点だけではなく、親と児童両方の視点で支援を行っていく必要がある。教育と子育て、福祉のそれぞれが連携し、ひとり親家庭の支援に取り組むことが求められている。既存の福祉事務所にも相談窓口はあるが、福祉事務所は子ども連れで行きやすい場所とは言えず、また、福祉事務所に配置されている「母子・父子自立支援員」はそれぞれが婦人相談員を兼務しているため、就業相談にかけられる時間が限られている状況であった。

そこで、今回の「ひとり親家庭ニーズ調査」の結果も踏まえ、組織の枠を超えた支援を行うため、ひとり親家庭が最も多く来所する「こども家庭部子育て支援課児童手当係」に隣接した場所に、福祉部所管のひとり親家庭支援の専管部署(福祉部生活福祉課ひとり親家庭支援係)を新設する。また、児童手当係と一体的な窓口として「ひとり親家庭総合相談窓口」を設置し、多くのひとり親家庭への相談を受け入れる体制を構築することとしている。

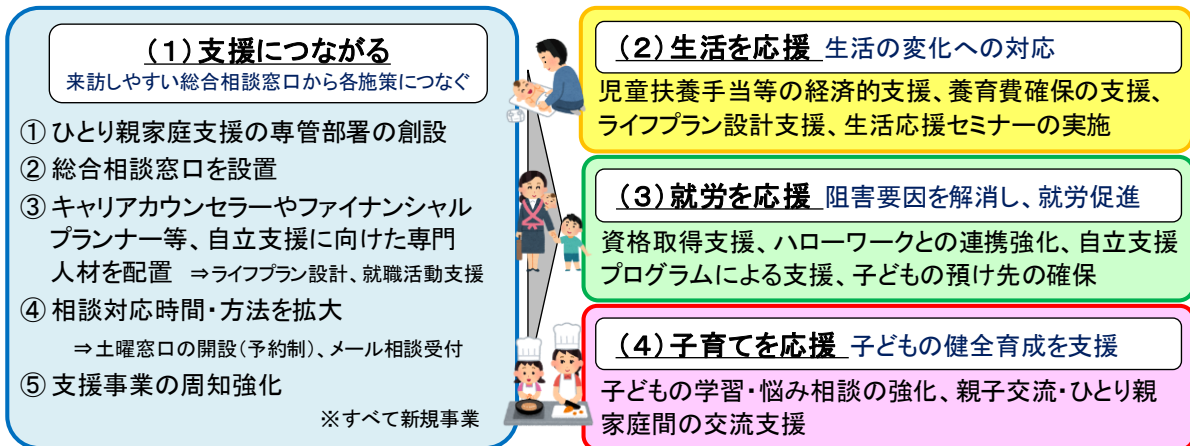
平成 29 年 4 月からひとり親家庭支援係を新設し、総合相談窓口は同年 6 月に開設予定であ

る。

ひとり親家庭ニーズ調査報告書の特徴とプロジェクトについて

(1)相談支援体制
① 支援の専管部署が不在。就労支援や生活設計の専門スキルも不足。 ② ひとり親の75%が訪れる「児童手当係」に相談窓口がない。 ③ 相談窓口の土日開設のニーズが71%と多い。 ④ 支援事業の認知度がいずれも低い。⇒「ひとつも知らない」が28%。
(2)家計・生活
① 養育費を取り決めていない家庭が51% ⇒うち 30%の理由が「交渉がまとまらない」や「取り決め方がわからない」 ② 将来の不安として「生活費の不足、自分の老後、子の将来」が60%以上。 ③ 「自分の健康」の悩みが55%。非就労者の30%が「社会からの孤立感」。
(3)就労・就職活動
① 88%が就労しており、59%がひとり親になってから就職・転職を経験。 ② 非就労者の85%が就労を希望。就労者の42%が転職を希望。 ③ 49%が既存の支援制度による国家資格取得を希望。⇒生活費の不足等を理由に、33%が「資格取得事業を利用したくてもできない。」
(4)子ども・子育て
① 子ども・子育ての悩みは、「進学」57%・「しつけ・教育」49%が多い。 ② 「コミュニケーション不足」の悩みが40%。「子どもと夕食を取れない」が30%。 ③ 「子どもにきつくあたってしまう」が40%。地域交流が「ない」は38%。 ④ 悩みを気軽に話せる相手がいな割合は15%(父子家庭では26%)。

(1)相談支援体制
● 専管部署と総合相談窓口の設置が必要 ● 相談対応時間・方法の拡大が必要 ● 事業の認知度が低く、周知の強化が必要
(2)家計・生活
● 養育費を取り決めるための支援が必要 ● 長期的なライフプラン設計による家計支援が必要 ● リフレッシュによる健康推進や孤立解消が必要
(3)就労・就職活動
● 就職活動への迅速かつ総合的な支援が必要 ● 就職に向けた資格・学歴・技能の取得支援が必要 ● 就職活動・就労時の子どもの預け先が必要
(4)子ども・子育て
● 子どもに寄り添った学習支援・悩み相談が必要 ● 子どもとコミュニケーションをとる機会の提供が必要 ● 子育てを支える地域での交流が必要



出典) 練馬区資料

(2) 総合相談窓口の新設と相談業務を中心とする支援業務の包括的な委託

①就労支援や安定生活につながる支援を包括的に民間事業者へ委託することにより、支援の継続性・一体性を確保

「ひとり親家庭ニーズ調査」の結果を踏まえ、ひとり親家庭自立支援プロジェクトとして、「(1) 支援につながる～来訪しやすい総合相談窓口から各施策につなぐ～」として、以下の5つの取組が示されている。

- ひとり親家庭支援の専管部署の創設
- 総合相談窓口を設置
- キャリアカウンセラーやファイナンシャルプランナー等、自立支援に向けた専門人材を配置
- 相談対応時間・方法を拡大
- 支援事業の周知強化

総合相談窓口では、ひとり親家庭に対して必要な支援につなぐために、区役所内の各部署との連携が必要であり、そのつなぎの役割を果たす必要があることから、区の職員が中心となって担当する。一方、就労支援を中心とした取組については、練馬区では専門的なノウハウ等が少ないことから、これら就労支援を得意とするキャリアカウンセラーや、安定生活のためのライフプラン設計を行えるファイナンシャルプランナーの配置は民間事業者へ委託する。また、合わせて就労支援セミナーや安定生活の助けとなる生活支援セミナー、親子でのレクリエーション企画なども同事業者へ包括的に委託することにより、専門的知識を持つ相談員を安定的に確保し、支援の継続性や一体性を確保するとともに民間事業者のアイデアも活用し、自立に向けたより効果的な施策を展開することが出来ると考えている。

②平成29年4月1日事業開始に向けた委託事業者の公募

練馬区では、平成28年11月18日付で、「ひとり親家庭支援事業委託にかかるプロポーザル募集要領」を公表し、平成29年4月1日から設置するひとり親家庭向け相談窓口における相談対応などの業務について民間事業者の公募を開始した。

募集要領および仕様等については以下のとおりである。

練馬区のひとり親家庭支援事業委託にかかるプロポーザル募集要領と基本仕様書（抜粋）

【ひとり親家庭支援事業委託にかかるプロポーザル募集要領】

2 業務概要

(2) 履行期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日

※ただし、成績評価を行った結果、優秀であると評価された場合、最高3年（更新2回）の随意契約を行うことがある。

(4) 業務内容 基本仕様書（別紙1）による

(5) 概算経費（金額（税込み））（参考：平成29年度委託費）

概算経費を超えた見積もり価格の提案は無効とする。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

次の条件をすべて満たすこと。

(1) 他自治体でひとり親家庭支援事業委託または、これに類似する業務実績があること

(2) 提案書提出時において、練馬区での競争入札資格を有していること

【基本仕様書 別紙1】

4 業務内容（抜粋）

(1) ひとり親家庭向け相談窓口における相談対応

① ひとり親家庭からの相談に包括的・継続的に対応するとともに、その自立に向けて、アセスメントの実施、自立支援プログラムの作成等を行い、区の事業および区の社会資源ならびにその他関係機関による総合的な自立支援を行う。

② 相談者の状況に応じ、必要な相談・支援先の案内その他の適切な援助を行う。

③ メールによる相談予約について、速やかに返信するなど適切に対応する。

④ 相談日および相談時間は下記のとおりとする。

ア 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分（国民の祝日に関する法律〈昭和23年法律第178号〉）に規定する休日および12月29日から翌年1月3日までを除く。なお当日午後5時までに予約があった場合、午後8時までの対応を行うものとする。

イ 土曜日、日曜日、休日の午前8時30分から午後5時15分までの間で予約があった時間。

⑤ 受託者はひとり親の自立支援に理解を有する者で、相談の知識・経験を有し適切な支援を行う者を相談員として複数名配置する。うち1名を主任相談員とし、区に名簿を提出する。相談員はキャリアコンサルタントまたはファイナンシャルプランナーの資格を有するものとする。

⑥ 本業務実施にあたり業務用の携帯電話を使用する際は、つぎのとおり個人情報の取り扱いに十分留意しなければならない。

(2) 就業支援講習会等の実施

(3) 在宅就業推進事業の実施

(4) ひとり親向けの各種セミナーの実施

(5) 親子交流およびひとり親家庭間交流事業の実施

(6) ひとり親家庭向け施策についてのパンフレットの作成

(7) 養育費取決め促進パンフレットおよび合意書ひな形の作成

(8) ひとり親家庭向けホームページの運用

(9) ひとり親家庭に向けたメールマガジンの配信

出典) 練馬区資料

以上